

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年8月4日 13時10分～15時13分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について 2 最低賃金を引き上げやすい環境整備について 3 香川県最低賃金額改正の審議について		
議事要旨	<p>1 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について事務局より説明した。</p> <p>2 最低賃金を引き上げやすい環境整備について事務局より説明した。</p> <p>3 香川県最低賃金額の審議</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額865円（45円引上げ）</p> <p>根拠：業務改善助成金に新設された45円コースを根拠とする。今まで利用しづらかった業務改善助成金だが、この45円コースを最大限活用すべきと考える。</p> <p>労働者側：第2回提示額 時間額859円（39円引上げ）</p> <p>根拠：連合香川の2021年春季生活闘争6月1日回答集計において妥結結果（地場組合・100～299名以下）が5,100円、香川県統計調査課が発表している毎月勤労統計調査の令和3年4月分一人平均月間総実労働時間が147.5時間で、これを150時間に換算して、5,100円÷150時間＝34円。これに岡山県との地域間格差を3年で解消することを目指し、5円（14円÷3年）を上乗せして39円。</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額825円（5円引上げ）</p> <p>根拠：第4表Cランクの賃金上昇率が0.5%であることから、820円×0.5%＝4.1円。これを切り上げて5円。</p> <p>使用者側：第2回提示額 時間額835円（15円引上げ）</p> <p>根拠：経団連（6/11発表）の中小企業アップ率が1.72%、連合（7/5発表）の賃上げ率が1.78%であるから、それぞれ820円×1.72%＝14.1円、820円×1.78%＝14.6円となり、ここから15円。</p> <p>第4回専門部会は、令和3年8月5日13時15分から開催することを確認した。</p>		